

## 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（マイナンバーの利用及び提供に関する条例）（骨子）（案）に対する意見募集について

マイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）では、条例で定めることによって、マイナンバー法が規定する事務（以下「法定事務」といいます。）以外の事務（以下「独自利用事務」といいます。）への個人番号の利用、同一機関内の複数の事務間での特定個人情報の連携、特定個人情報の他の執行機関への提供ができる旨を規定しています。

本市における行政事務の効率化及び市民の利便性の向上を図るため、個人番号の利用及び特定個人情報の提供について条例を制定するにあたり、市民の皆さんの意見を募集します。

市は、皆さんより提出された意見を案に盛り込むかどうか検討を行い、提出された意見のあらましと意見に対する市の考え方を公表します。

応募方法につきましては、下記のとおりです。

### ○提出資格

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市の区域内に存する学校に在学する者
- (4) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る案件に利害関係を有する者

### ○意見の提出方法

様式は自由としますが、案件名、住所、氏名、連絡先を記入し、意見書配布場所に設置している意見箱に入れるか、総合政策部企画課に直接または、郵送、FAX、Eメールで提出してください（意見等提出書も使用いただけます）。

### ○募集期間

平成27年10月5日（月）～10月26日（月）※郵送の場合は当日の消印有効

### ○閲覧・意見書配布場所

企画課、情報コーナー（市役所別館）、南部市民センター、保健福祉センター、市民プラザ、公民館、文化会館及び図書館本館

### ○意見提出・問合せ先

〒571-8585 門真市役所総合政策部企画課

電話番号(直通) 06-6902-5793 FAX06-6905-3264

Eメールアドレス kik06@city.kadoma.osaka.jp

注) いただいた意見は原則として公表しますが、それぞれの意見に対して直接の回答はいたしません。

氏名などが明記されていない意見や電話での意見は、受け付けません。